

男女共同参画会議・影響調査専門調査会
「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」
に関する報告

序説 - 本報告の背景

（高度経済成長と都市化・雇用者化・小家族化の進展）

1950年代半ばから70年代初年にかけて、我が国は当時稀にみる高度経済成長を達成し、国民の生活水準は飛躍的に向上した。この過程で、工業化に伴い都市部に人口が集中し雇用者化が進むとともに、小家族化が進展した。

（役割分担と制度・慣行の形成）

この間、女性は主婦として専ら家事・育児を担い、男性は家庭外で雇用労働に集中するという役割分担を行う世帯の比率が増えた。職場においては、長期継続雇用が標準的な働き方とされ、男性雇用者のライフスタイルが勤務先を中心とするものとなる一方、その対象とならない女性は補助的役割を担うケースが大半であった。そして、このような性別による役割分担があるという実態を踏まえて、様々な制度・慣行が形成された。

（社会経済情勢の変化）

しかし、経済成長率が鈍化した1970年代半ば以降、各世帯における子ども数の減少や耐久消費財・家庭向け諸サービスの拡大・普及などを背景に、雇用者の無業の妻が有配偶女性に占める比率は低下している。特に近年は経済成長が大幅に鈍化し、マイナス成長の年が相次いでいる。企業は経済環境の悪化が続く中で、業務や雇用の形態の見直しなどを迫られている。家庭においても、企業収益の悪化などに伴い所得が伸び悩む一方（図表1-1）かつて妻は無業が多かったが就業を選択するケースは増大している。また、男性雇用者の勤務先を中心とするライフスタイルや社会のあり方に対しては、「会社人間」、「企業中心社会」等として見直しを呼びかける議論が、審議会や経済団体から起こり、政府の経済計画にも盛り込まれた。

（制度・慣行のライフスタイルとの不適合の拡大）

1990年代初年以來、雇用者及び自営業の共稼ぎ（以下「共稼ぎ」と呼ぶ。）世帯数は男性雇用者と無業の妻からなる世帯（以下「片稼ぎ」世帯と呼ぶ。）の数

を上回るようになっており、かつての役割分担を前提とした様々な制度・慣行は、女性と男性の各人のライフスタイル、及び世帯の実態に適合しない度合を広げている（図表 1 - 2, 1 - 3）。例えば、有配偶女性では所得が年 103 万円を超えないように就業時間を調整する、などの現象が見られる。同時に、中高年男性では家族を養わなければならないとの役割意識などから転職等が困難なため雇用流動化に対応しにくい、とも指摘されている。従来の制度・慣行の見直しが不可欠になっている。

（家庭と地域社会の変化）

一方、都市部への人口の集中と小家族化は、男性雇用者の勤務先中心のライフスタイルとあいまって、女性の家庭運営の負担感を過重にするとともに、地域社会を弱体化させる面もあった。雇用労働への集中により男性には家庭と地域をかえりみる余裕が失われがちであった。他方で、出産退職や夫の転勤により無業主婦となり、地域との繋がりが乏しいまま幼い子どもを抱え地域社会から孤立する女性も見られた。

1990 年代に入り、経済社会の成熟化・国際化は、従来のような雇用者と勤務先の関係に変化を迫っている。とはいえ、景気が低迷し競争が激化する下で、雇用者が勤務先中心のライフスタイルを変更することは容易ではなく、職場でのストレス増大が懸念されている。一方、少子高齢化や教育問題など、家庭や地域社会の機能発揮が期待される課題は大きい。これらに対応する上で、男性が家庭・地域とのつながりを再構築し、女性は家庭・地域だけにとらわれず職を持って社会に参画するという選択肢はますます重要になってきている。少なくとも制度・慣行がそのような選択を困難にする事態をなくし、様々な選択を可能とすることが必要であろう。

（中立性確保の意義）

さて、制度・慣行の見直しを通じたライフスタイル選択に対する中立性をできる限り確保することにより、職場、家庭、地域への参画を含め多様化する各世帯のニーズへの対応が可能となる。特に、就業するかしないか、また就業した場合にどのような働き方をするかという選択（以下「就業に関する選択」という。）に対する中立性を確保することは、停滞する産業に代わり新しい成長産業が不断に登場するようになれば、労働移動の機会は増加し、家庭において一人だけが雇用者である場合に世帯所得が大きく変動するリスク（危険）は高まる。そうしたリスクを分散させるため複数で働くことを選択したいという家庭も増加しよう。複数で働けば、男女とも多様な就業機会をより積極的に活用することも可能となろう。また、複数で働くという選択肢は、結果として、

所得合計の増大に繋がる可能性がある。一方、企業にとっても、女性労働者が能力を十分発揮することは、経営上重要な戦略となってきた。更に、労働力は、資本や技術と並び、一国の経済成長を支える基本的な動力である。男性も女性も就業の選択の幅が拡大することは、労働供給の拡大を通じ、経済全体の発展に繋がる。少子・高齢化による生産年齢人口の減少の影響を少なくできる可能性がある。これは、社会保障の持続可能性の増大に繋がる。なお、中立性の確保は、制度の財政的破綻を避けるためや、国民の負担を増加させるために行われるものではないことはもちろんである。

このように、さまざまなライフスタイルの選択のうち、特に就業に関する制度・慣行のライフスタイルの選択への中立性をできる限り確保することは、個人の選択の機会の拡大とともに、家庭、企業、国、各レベルでの豊かさに繋がる鍵である。そして、更に男女共同参画社会形成の一層の進展に繋がることになる。このため、本報告書においては、主に就業に関する選択への中立性について分析を進めていくこととし、以下、特段の記載のない限り、原則として「中立性の確保」とは、「就業に関する選択への中立性の確保」のことをいうものとする。

(中立性確保は家族の結びつきを一層薄弱にし、少子化傾向を促進するか)

なお、従来の制度・慣行に変更を加え中立性をできる限り確保することは、家族の結びつきを一層薄弱にするのではないかとの見方がある。しかし、既に述べたように、従来の制度・慣行がかえって家庭への負担を過重にし、結果的に若年層に対して家族形成の意欲を阻害し、晩婚化・少子化を助長してきた可能性がある。重要なのは、様々な選択を可能とする制度・慣行を築いていくことである。

また、中立性の確保は、女性の就業促進を通じ、少子化傾向を促進するのではないかとの見方もある。しかし、先進国間の国際比較によれば、25 - 34 歳女性の労働力率が高いほど出生率が高いという傾向が見られ、我が国は労働力率・出生率とも低位に属することに留意すべきであろう。(図表 2 - 1) 更に、我が国において都道府県別に見ると、女性の労働力率が高いほど出生率が高いという傾向は一層明確に現れる(図表 2 - 2)。

一方、就業する、しないに関わらず、各国の児童支援策をみると、我が国の順位は 15 位程度になるとの研究もある(図表 3 - 1)。個別にみると、一人当たり保育所数等を見ると各国に比較して遜色はないものの、依然として待機児童等の問題は深刻である。更に、児童手当の状況等を国際的に見ると、アメリカを例外として、わが国は、給付対象となる児童の年齢、所得制限の有無、支給額等において、手薄なものとなっている(図表 3 - 2)。

(中立性確保は「専業主婦」を否定するものか)

更に、中立性を確保することは、「専業主婦」を否定するものではないかとの見方がある。もとより、「片稼ぎ」や「共稼ぎ」を含めどのようなライフスタイルを選択するかは各国民に委ねられており、中立性の確保はこうした自由を否定するものではない。むしろ、政府の制度や慣行が特定のライフスタイルを「標準」等として前提とする結果として選択に偏りを生じさせることなどを是正していくというのが中立性確保の考え方である。中立的な制度や慣行の下で、国民が自由な選択を行うのが望ましい姿であろう。特に、「共稼ぎ」世帯の数が「片稼ぎ」世帯の数を上回るようになってきている現在、「片稼ぎ」世帯が増えつつあった時代に形成された制度や慣行は、中立性確保の観点から見直される必要がある。

なお、「片稼ぎ」世帯は、収入を稼得する者が一人であるから貧しいとの見方がある。しかし、妻が30代から40代前半の夫婦と未婚の子どもだけの世帯を見ると、片稼ぎ世帯の夫の収入のほうが、共稼ぎ世帯の夫の収入より10%から20%近く高い。(図表3-3)

(中立性確保に伴う少子化対策、子育て支援策の必要性)

中間報告に対しては、「改革により少子化が促進される恐れがあり対応が必要である」、「改革とセットで子育て支援策が必要」といった意見が寄せられた。既に述べた通り、女性の就業拡大が少子化をもたらしている証左は全体としては見られず、本報告で述べた改革自体が少子化をもたらすとは考えにくい。しかしながら、本文にあるように、一般的に日本の社会は「子どもを産み育てることにやさしくない」のではないかと、と思われる。中間報告に対する意見は、このような「子どもを産み育てることにやさしくない」日本の社会を変えていくべきだという考えの現れとも見ることができよう。日本の社会が「子どもを産み育てることにやさしくない」状況の背景に、妻が有償労働に従事せずに育児を担うライフスタイルが「標準」とみなされ、その場合に、子どもを産み育てることに対する社会の支援はさほど必要ないと考えられてきたという事情があることは無視できないであろう。この報告に述べたような改革と並行して、子どもを産み育てることに社会全体が「やさしくなる」ことが必要であり、そのために様々な配慮が行われていくことが必要であろう。

(報告の概要)

当専門調査会においては、以上のような観点から、制度・慣行、とりわけ女性のライフスタイルの選択への影響が大きい税制・社会保障・雇用システムに

ついて検討してきた。

この報告では、第1に生涯の各段階毎に税制・社会保障・雇用システムの現状を整理し、どのような問題点が生じているかを明らかにした上で、生涯可処分所得の推計を行っている。第2に、施策等の方向として、ライフスタイルの選択等に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムについての基本的な考え方をまとめ、その上で、各制度・システム毎の改革の具体的方向について述べている。

現状

1. 生涯の各段階毎に見た税制・社会保障制度・雇用システムの現状

女性のライフスタイルの典型的なパターンであると考えられる、就業、結婚、子育て、再就業、引退、配偶者の死亡といった生涯の各段階毎に、雇用・処遇、休業制度、税制・社会保障制度の現状等を見て、中立性の観点からどのような制度・慣行が問題であるのかを整理する。なお、これ以外のパターンももちろんありうる。

特に、男女間賃金格差、子育てを終えた後の再就業問題や、中高年女性の非正規雇用の多さ、賃金・年収や労働時間を一定水準に抑えようとする就業調整問題などが明白となってくる。また、雇用システムは、どの段階の問題にも何らかの形で絡んでくる。更に、ある時点での問題が、将来の生活設計全体に不可逆的な影響を及ぼしうることに留意する必要がある。

1) 就業

雇用・処遇の現状

学校卒業後、労働市場への参入という、社会に出る最初の選択肢に直面する。新規大学卒業者の就職率を見ると1970年代終わり頃までは大きな男女差があったが、1990年頃にとともに80%程度となり、現在は55%程度にまで落ちこんでいる。(図表4)学校から社会への移行がひとまず終了したと考えられる20代前半では、7割程度の女性が労働市場に参入しており、男性と差はない(図表5)。その参入の形態は、新規学卒者の段階では、一般(常用労働者のうちパートタイム労働者以外を指す)での入職が8割とフルタイムでの参入が典型的になっており、この点でも男